

ウェブサイト等について(具体的事例)

1. ウェブサイト例① ランキングサイト

1. 医療法上の広告に該当しないケース

医療機関と無関係の第三者が、DPCデータや医療機能情報提供制度より単純にランキングしているものは誘引性がないため医療法上の広告に該当しない

〇〇手術実施件数ランキング

1位 〇件 〇△病院

2位 〇件 〇×病院

3位 〇件 ××病院

※ 平成〇年〇月時点の医療機能情報提供制度公表データより作成

医療法上の広告に該当しない場合であっても、医療機関のウェブサイトに掲載し誘引性がある場合は医療法上の広告に該当する

2. 医療法上の広告に該当するケース

医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って掲載を依頼することにより誘引性がある場合については医療法上の広告に該当する

〇〇療法人気ランキング

1位 〇△病院

オススメ度 ★★★★★

・98%の患者満足度

安心の〇△法

2位 〇×クリニック

オススメ度 ★★★★★

・安全な〇×法を日本で唯一実施

3位 ××診療所

オススメ度 ★★★

・広範囲の治療はオリジナルXX法で決まり

〇△病院は

〇〇手術実施件数ランキングで1位になりました！ [www.http//xxxxxx](http://xxxxxx)

2. ウェブサイト例② ロコミサイト

- 医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って掲載を依頼することにより患者等を誘引する場合、「誘引性」が認められ、医療法上の広告に該当する。

○△病院

★★★★☆ 4.0

所在地: 東京都千代田区 × × × 1-1-1

この病院の口コミ

10人中5人が、この口コミが参考になったと投票しています。

信頼できる病院です！

厚生 花子 (30歳代・女性)

★★★★★ 5.0

○○先生がとても丁寧に症状を聞き、詳しく説明して下さいました。他の先生にも診ていただいたことがありますが、どの先生もとても信頼できると思います！

3. ウェブサイト例③ 医療情報総合サイト

○ 医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って掲載を依頼することにより患者等を誘引する場合、「誘引性」が認められ医療法上の広告に該当する。

■ 当サイトは、医療や健康に関する情報を掲載しております。

病気や症状から探す



医療機関名から探す



分類から探す



お薬名から探す



「腰痛」で検索

腰痛は何科に行けばいいの？

更新日: 2017/10/10 公開日: 2016/08/05

この記事の監修ドクター: ○△クリニック 院長 厚生 太郎

○ 座骨神経痛の治療は基本的には○○科へ
座骨神経痛の疑いのある方は、どこの診療科に行けばよいのでしょうか。
基本的には、○○科に行けば、大きな間違いはありません。

...

4. ウェブサイト例④ SNS

個人のSNS

医療法上の広告に該当しない



厚生 花子



○△クリニックの帰りに、紅葉を見に行ってきました。



誘引の意図のある表示は、医療法上の広告に該当する



○△クリニックで、今日3回目のレーザーとピーリング。たった3回で肌が子どもの頃のようにすべすべになりました。おすすめです。
○△クリニック：<http://www.xxxxxx>

○ 医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って掲載を依頼するなど誘引性がある場合（アフィリエイト等）

医療機関のSNS



○△クリニック



クリニック（公式）
平日は9時～15時まで外来受付。
時間外診療については、お電話でご相談ください。
03-XXXX-XXXX



クリニック（公式）
厚労省認定○△治療、日本NO1の治療実績、99.9%の成功率
○△でお悩みの方はお電話を！

5. ウェブサイト例⑤ アフィリエイト

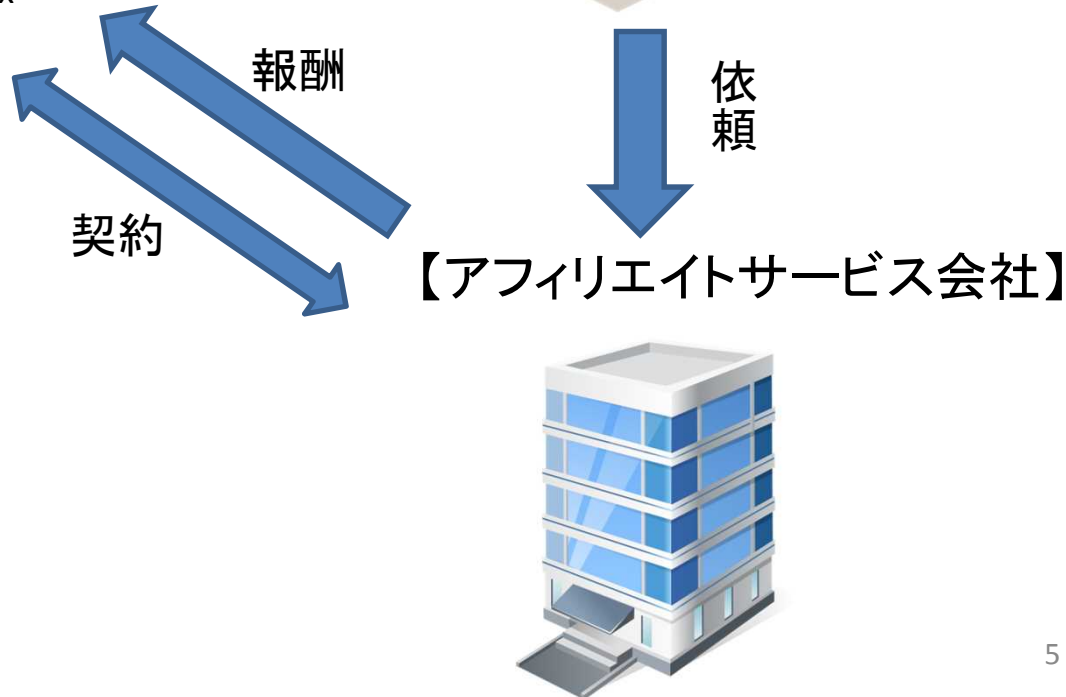
- 医療機関が広告料等の費用を負担する等の便宜を図って掲載を依頼するものであるため、医療法上の広告に該当する。

【個人(アフィリエイター)のブログ】

× △クリニックで、今日3回目のレーザーとピーリング。たった3回で肌が子どもの頃のようにすべすべになりました。おすすめです。
× △クリニック: <http://www.xxxxxx>



【医療機関】



6. ウェブサイト例⑥ バナー広告・リスティング広告等

